社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

１．趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（令和 10 年 12 月１日）（予定）に伴い、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「介保法施行令」という。）等において必要な規定の整備を行うもの。

２．改正の内容

（１）社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）の一部改正（第１条関係）

○　改正法第４条の施行により、新たなサービス類型として登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援が創設されたことに伴い、社会福祉法人の収入を充てることのできる公益事業及び社会福祉を目的とする事業に追加するほか、所要の改正を行う。

（２）介保法施行令の一部改正（第２条関係）

○　改正法第４条の施行により、新たなサービス類型として登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援が創設され、事業者の指定等の規定が設けられたことに伴い、登録施設要介護被保険者（登録施設要支援被保険者）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証の提示等によらないで指定登録施設介護支援（指定登録施設介護予防支援）を受けた場合において、必要があると認めるときに特例登録施設介護サービス計画費（特例登録施設介護予防サービス計画費）を支給することとするとともに、登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援に係る費用について必要な技術的読替えを規定する。また、高額介護サービス費の支給要件の対象となる居宅サービス等に登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援を追加する等新たに政令に委任された事項を規定するほか、所要の改正を行う。

（３）介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）の一部改正（第３条関係）

○　改正法第４条の施行により、新たなサービス類型として登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援が創設されたことに伴い、国の介護給付費に対する負担額に追加する。

（４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正（第４条関係）

○　改正法第４条の施行により、新たなサービス類型として登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援が創設されたことに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の２第１項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給要件の対象となるサービスに登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援を追加するほか、所要の改正を行う。

（５）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の一部改正（第５条関係）

○　改正法第４条の施行により、新たなサービス類型として登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援が創設されたことに伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の５の 12 第１項に規定する高額障害児通所給付費の支給要件の対象となるサービスに登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援を追加するほか、所要の改正を行う。

（６）改正法附則に基づく経過措置の規定（第 22 条～第 24 条関係）

○　改正法附則第 18 条第１項に基づき、改正法第４条による改正前の介護保険法（平成９年法律第 123 号）により指定を受けていた指定居宅介護支援事業者を改正法による改正後の介護保険法（以下「改正後介保法」という。）第 47 条の２第１項による登録施設介護支援事業者の指定を受けたものとみなす期間について規定するとともに、改正法附則第 18 条第５項に基づき、必要な技術的読替えを規定する。

○　改正法附則第 19 条第１項に基づき、指定居宅介護予防支援事業者についても同様の経過措置を規定するとともに、同条第５項に基づき必要な技術的読替えを規定する。

（７）その他所要の改正を行う。

３．根拠法令

○　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 26 条第１項及び第 89 条第１項
○　介護保険法第 55 条第６項及び第 121 条第１項
○　改正後介保法第 47 条の２第７項、第 47 条の３第１項第４号、第 49 条の２第１項、第 51 条第１項及び第２項、第 59 条の２第７項、第 59 条の３第１項第４号、第 61 条第１項及び第２項、第 69 条第１項ただし書、第 69 条

の２第１項第３号、第 70 条第２項第５号（改正後介保法第 70 条の２第４項（改正後介保法第 78 条の 12、第 115 条の 11、第 115 条の 21、第 115 条の 31 及び第 115 条の 31 の９において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第５号の２（改正後介保法第 70 条の２第４項（改正後介保法第 78 条の 12、第 115 条の 11、第 115 条の 21、第 115 条の 31 及び第 115 条の 31 の９において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 77 条第１項第 10 号、第 78 条の２第４項第５号（改正後介保法第 78 条の 14 第３項において準用する場合を含む。）及び第５号の２（改正後介保法第 78 条の 14 第３項において準用する場合を含む。）、第 78 条の 10 第 12 号、第 79 条第２項第４号（改正後介保法第 79 条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第４号の２（改正後介保法第 79 条の２第４項において準用する場合を含む。）、第 84 条第１項第 10 号、第 85 条の２第２項第５号（第 85 条の３第４項において準用する場合を含む。）及び第６号（改正後介保法第 85 条の３第４項において準用する場合を含む。）、第 85 条の９第１項第 10 号、第 85 条の 10、第 86 条第２項第３号（改正後介保法第 86 条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第３号の２（改正後介保法第 86 条の２第４項において準用する場合を含む。）、第 92 条第１項第 10 号、第 94 条第３項第５号（改正後介保法第 94 条の２第４項において準用する場合を含む。）及び第５号の２（改正後介保法第 94 条の２第４項において準用する場合を含む。）、第 104 条第１項第９号、第 107 条第３項第５号（改正後介保法第 108 条第４項において準用する場合を含む。）及び第６号（改正後介保法第 108 条第４項において準用する場合を含む。）、第 114 条の６第１項第９号、第 115 条の２第２項第５号及び第５号の２、第 115 条の９第１項第 10 号、第 115 条の 12 第２項第５号及び第５号の２、第 115 条の 19 第 11 号、第 115 条の 22 第２項第４号及び第４号の２、第 115 条の 29 第９号、第 115 条の 31 の２第２項第５号及び第６号、第 115 条の 31 の８第９号、第 115 条の 31 の９、第 115 条の 45 の９第６号並びに第 115 条の 49

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の２第１項

○　児童福祉法第 21 条の５の 12 第２項

○　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第４条第２項第２号ニ

○　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項及び第 252 条の 22 第１項

○　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条

第７項

〇　独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第１項第１号

〇　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第７条第５項

〇　改正法附則第 18 条第１項及び第５項並びに第 19 条第１項及び第５項

４．今後のスケジュール

〇　公 布 日：令和９年１月中旬（予定）

〇　施行期日：令和 10 年 12 月１日（改正法の公布後３年以内の政令で定める日）（予定）

※２．（７）の一部については公布日から施行する。